

福津市図書館の経営方針

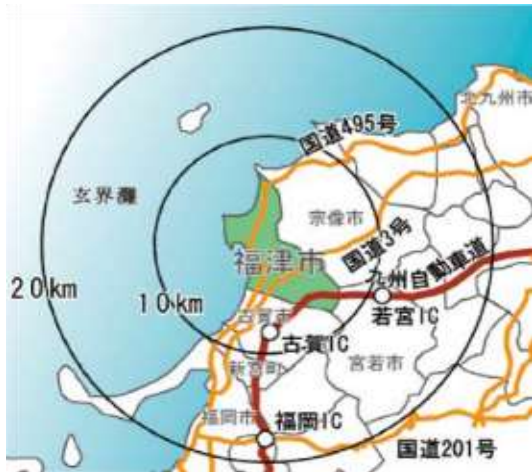
福津市の図書館は、市民一人ひとりの生涯にわたる学習活動を支え、暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ情報の提供を行うなど、人づくりと地域づくりに貢献し、市民とともに進化し続けます。

市民生活を支える
「知の拠点」と、
人づくり、地域づくり
を担う「交流拠点」を
めざして

目次

1. 福津市の概要	2
2. 福津市の図書館の現状	3
(1)市立図書館	3
(2)カメラアステージ図書・歴史資料館	4
3. 市民共働と公共図書館	9
4. 公共図書館が果たすべき役割	10
5. 経営方針策定の趣旨	11
(1)背景	11
(2)経営上の課題	12
6. 図書館の経営方針	13
(1)基本理念	13
(2)基本方針	13
①市民に愛され、市民を育み、輝かせる「学びの拠点」	14
②市民と共働し、まちづくりを支える「創造と交流の拠点」	14
③郷土の歴史や文化を未来につなげる「知の集積拠点」	14
7. 計画期間と進行管理	16
(1)経営方針の計画期間	16
(2)推進体制の整備と進行管理	16
参考資料	17
□令和3年度 図書館運営方針	17
□関係法律等	19
□福津市の関連計画	26

1. 福津市の概要



福津市は、福岡県の北西部に位置し、豊かな自然、歴史や文化に恵まれた「自然志向の落ち着いた暮らし」と、広域的な交通利便性や買い物環境などに富む「都市的な賑わいのある暮らし」、この両方を楽しめる「自然共生都市」として成長しています。

令和3年3月末の人口は、67,239人。全国的に人口減少している自治体が多い中、子育て世代を中心に流入が続き、直近5年間の人口は6,555人(10.8%)増加しています。現在、福津市の最優先課題は、乳幼児・児童・生徒の急増に伴う「教育・保育環境の整備」であると言えるでしょう。

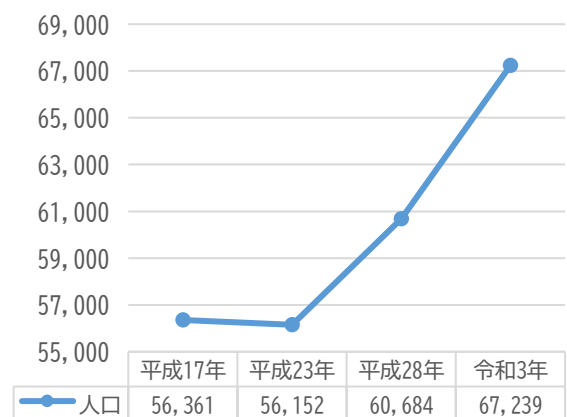
そのような中、市は、令和元年に、市の将来像を「人も自然も未来につながるまち、福津。」とする「福津市まちづくり基本構想」を策定。社会的包摂(地域を担う人財育成)、環境保全(共働による環境の保全・創造)、経済成長(地域経済の基盤の確立)という3つを調和させ、持続可能なまちづくりをめざしています。

教育委員会においても、平成31年に、基本目標を「あたたかな未来を創る 福津の教育」とする「第2期教育総合計画」と、「世代を超えて 学ぶふくつの心 ひろがる人の和 学びの輪」を基本理念に掲げた「生涯学習推進計画」を策定しました。みんなが学びあい、成長しあい、生きがいを見つけあうことができる創造的な教育活動や生涯学習社会の実現のために、学習活動を通じて「地域社会が人を育み、人が地域社会をつくる」という好循環の仕組みをより一層充実させることに力を入れています。

◎人口

福岡市と北九州市のほぼ中間にある福津市は、人口6万7千人を超える市です。昭和30年代から両政令指定都市への通勤・通学の利便性を背景とした住宅地域として、大規模団地の開発や土地区画整理事業などが行われ急激に人口が増加しました。最近では、JR福間駅周辺のインフラ整備や大型商業施設の進出などで、福津ブランドの価値(快適性・利便性・安全性等)が高まり、子育て世代を中心に市外からの人口流入は高い比率を示しています。

行政区域内人口(各年3月末時点)



2. 福津市の図書館の現状

(1) 市立図書館



福津市立図書館は、「誰でも気軽に利用できる開かれた図書館」として、平成4年4月に福間町役場(現福津市役所)横に開館しました。本との出会い、人との出会い、本を通して人と人をつなぐために、また、情報発信だけでなく市民の夢と創造のどちらも交差する場となれるよう、「夢と創造の交差点。」をコンセプトとしています。

市民が気軽に立ち寄れるコミュニケーションスペースとして、館内の床、書棚や机などの木目色を明るい色で統一し、親しみやすく、ぬくもりがあり、静かな雰囲気が漂う図書館です。

館内には、書籍、新聞、雑誌等を読める閲覧席を設け、一般書と児童書のコーナーを分けて配架しています。児童コーナーには読み聞かせが行える「おはなしの部屋」もあります。また、高齢者や障がいのある利用者に向けた資料として大活字本や録音図書等も整備しています。



◎構造 鉄筋コンクリート造 3階建て

◎占有延床面積	2,761.20 m ²
地下	768.69 m ²
1階	1,161.98 m ²
2階	792.34 m ²
R階	38.19 m ²

◎駐車場 (市役所と共用)

90台 (図書館地下部分25台)

(うち、障がい者用屋根付2台 人にやさしい駐車スペース2台)

◎駐輪場 20台

(2) カメリアステージ図書・歴史資料館



津屋崎庁舎(旧津屋崎町役場)を改装し、平成29年7月に開館した「図書・歴史資料館」の外観は、津屋崎千軒のイメージに併せ「蔵」をコンセプトにしています。蔵は古くから家財や貴重なものを貯蔵するための建物であり、次代に引き継ぐ役割をもっています。

2階の図書館エリア(カメリアステージ図書館)は、約5万冊の図書資料を配置し、レファレンス機能を持たせています。この館のコンセプトである「滞在型交流施設」、「子どもの声が聞こえる図書館」として、「親子読書室」や「子育て室」など、子どもとその保護者が本にふれあい親しむスペースを設けました。また、「学びの場」や「語らいの場」としての「学習室」や「多目的室」、一階にはカメリアカフェも設置し、一人でも、親子でも、仲間とでも気軽に楽しめる、心地よい居場所、魅力的な空間を提供しています。

図書や歴史資料等の文化と情報を集積し、新しい世代に引き継いでいくこの施設は、福津市の「蔵」であり、文化活動の推進や地域の賑わいの創出を進めるための、地域の拠点として大きな役割を果たします。



◎構造 鉄骨造 3階建て(うち2階部分)

◎占有延床面積 1,325.00 m²(1階の閉架書庫整理室等を含む)

- ・図書書架(全11コーナー)
- ・親子読書室(38.2 m²)、子育て室(18.0 m²)、AVブース(14.2 m²)、学習室 50.0 m²)
- ・貸出カウンター(49.6 m²)、作業室(12.7 m²)、多目的室(33.5 m²)

◎駐車場(複合文化センターで共用)

文化ホール、歴史資料館正面82台、西側(宮地岳線跡)68台
(うち、障がい者用屋根付2台 人にやさしい駐車スペース2台)

◎駐輪場 20台

◇蔵書数の推移

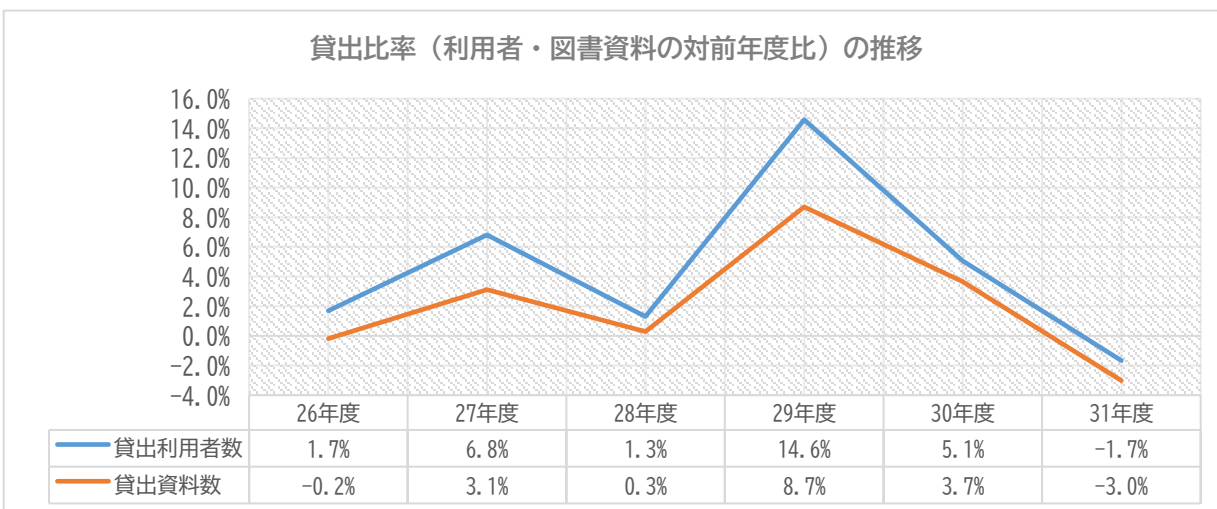
蔵書(図書資料数)は、開館当時(平成4年4月)は約4万2千点でしたが、平成17年度末(合併年度)には約18万3千点となり、平成31年(令和元年)度末で、25万点を超えています。このうち、児童図書が約5万4千冊、ヤングアダルトが約4千冊、参考図書が約5千冊、郷土資料が約5千点となっています。

分類	開館当初	H17	H28	H29			H31(R1)		
				市立	カメラア	計	市立	カメラア	計
一般図書	27,400	112,011	134,816	123,424	19,310	142,734	120,343	24,293	144,636
児童図書	13,200	44,243	39,809	41,542	10,006	51,548	40,223	14,169	54,392
ヤング		2,979	2,602	2,418	630	3,048	2,498	1,068	3,566
郷土		1,520	3,840	4,014	128	4,142	4,410	262	4,672
文庫		4,403	14,857	14,354	3,481	17,835	14,471	4,662	19,133
参考		1,984	4,402	4,439	577	5,016	4,388	735	5,123
歴史				0	4,494	4,494	0	5,765	5,765
図書(計)	40,600	167,140	200,326	190,191	38,626	228,817	186,333	50,954	237,287
AV資料	1,200	4,836	5,482	5,704	1,369	7,073	5,724	1,563	7,287
雑誌	170	10,637	8,637	9,229	1,291	10,520	7,485	1,678	9,163
資料(合計)	41,970	182,613	214,445	205,124	41,286	246,410	199,542	54,195	253,737

◇貸出利用者数と貸出資料数の推移

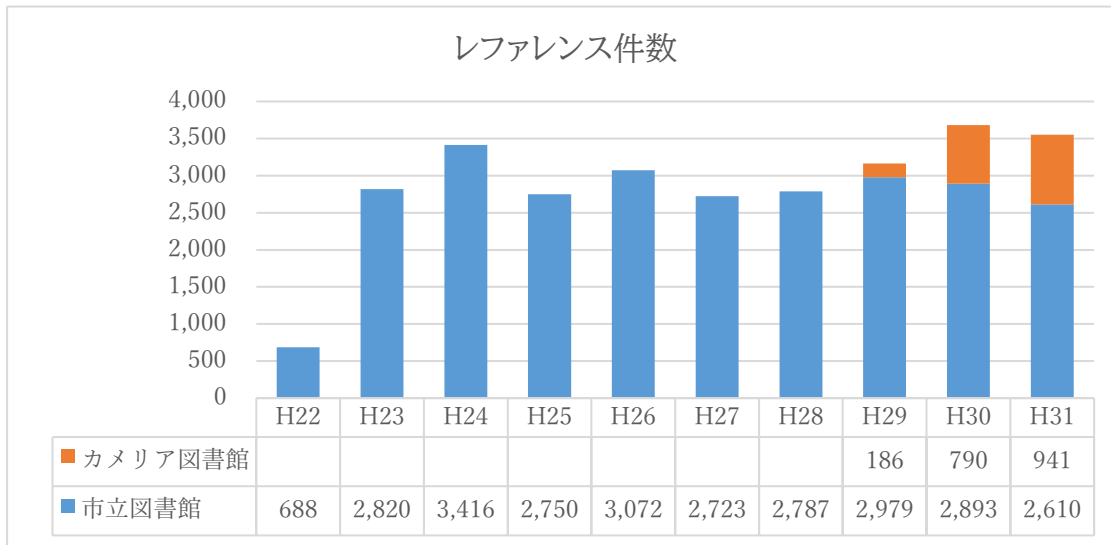
貸出利用者数と貸出資料数の推移(平成26年度から平成31年度までの5年間)をみると、利用者数で41,911人(28.1%)、資料数で81,888点(13.0%)、それぞれ増加しています。一方、「利用者数・資料数」は、平成30年度まで増加傾向にありましたが、平成31年度減少に転じました。これは、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づき、2週間の臨時休館を行ったことが影響したものと考えられます。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
貸出利用者数	146,886	149,366	159,525	161,590	185,146	194,524	191,277
貸出資料数	631,361	630,236	649,807	651,699	708,374	734,257	712,124



◇レファレンス件数の状況

レファレンス件数は、平成 28 年度まで約 3 千件で推移していましたが、最近では 3,500 件程に増え、相談内容も多様化しています。



◇サービス指標

次表「福岡県内及び全国との比較」は、県内や全国の類似自治体等と福津市のサービス比較を行うために、「日本の図書館 2019」のデータをもとに作成しています。

- ・「市民及び登録者1人当たりの貸出冊数」は、県内、県内 9 市、類似団体、全国の自治体の平均を大幅に上回っています。
- ・「市民 1 人当たりの蔵書冊数」は、類似団体を下回っていますが、全国平均以上です。
- ・「市内登録率」は、すべての自治体を上回っています。また、「蔵書回転率」もすべて上回り、全国平均の2倍以上となっています。
- ・「市民1人当たりの資料費」も他の自治体に比べ大幅に上回っています。

以上、統計上の数値から判断した場合には、福津市は良好な水準にあると言えます。

□福岡県内及び全国との比較

サービス指標	福津市	県	県内 9 市	類団	全国
市民 1 人当たりの貸出冊数	11.5 冊	4.5 冊	7.5 冊	5.6 冊	5.2 冊
登録者 1 人当たりの貸出冊数	18.3 冊	10.0 冊	13.8 冊	10.7 冊	12.5 冊
市民 1 人当たりの蔵書冊数	3.6 冊	2.8 冊	3.0 冊	4.0 冊	3.5 冊
登録率	63.0%	45.0%	54.2%	52.4%	41.8%
蔵書回転率	3.2 回	1.6 回	2.5 回	1.4 回	1.5 回
市民 1 人当たりの資料費	393 円	206 円	220 円	250 円	210 円

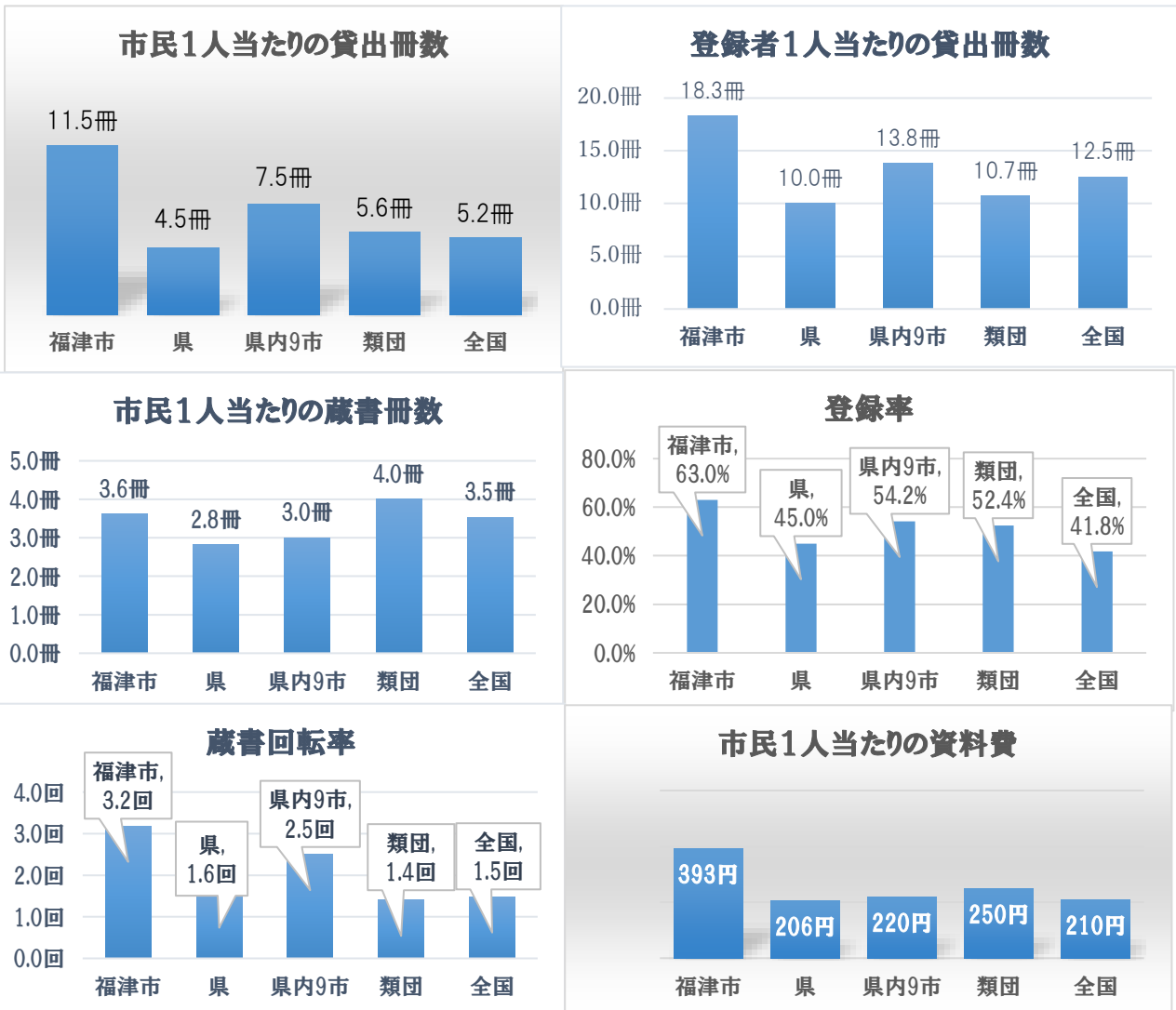
※「日本の図書館 2019」のデータをもとに算出

- ・人口:平成 30(2018)年 1 月 1 日現在の住民基本台帳人口
- ・蔵書冊数(雑誌・視聴覚資料等を除く):平成 31 年 3 月 31 日現在
- ・貸出数(雑誌・視聴覚資料等を含む):平成 30 年度実績
- ・資料費:平成 29 年度決算額

※県・全国:福岡県・全国の市区町村(都道府県立図書館含む)の平均値

※県内9市:福岡都市圏9市(宗像市、古賀市、春日市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、那珂川市、糸島市、福津市)の平均値

※類団:全国類似団体(人口6万人以上10万人未満)178市の平均値



◇おはなし会・企画展示・講座等の開催状況

市立図書館・カメラアステージ図書館では、学習機会や発表の場を提供するために、おはなし会や講座等を開催しています。

□市立図書館

◎講座及び講演会

こども絵画教室、工作教室(ペーパークラフト)、人形劇公演、人物歴史講座、クリスマス飾り作り講座、セカンドライフのお金のセミナー、ライブラリーコンサート、市民講座



◎各種展示・特集コーナー

サンジョルディあの人に贈る本、ブックツリー本の木、七夕飾り、読書感想画展、クリスマスツリー飾り、本の福袋、門松・絵馬飾り、年賀状展、特集コーナー

◎リサイクル

児童書リサイクル、雑誌・図書のリサイクル

◎月例行事

ブックスタート、映画会、日曜おはなし会、木曜おはなし会0・1・2(読書ボランティア)

◎読書ボランティア養成・派遣事業

読書ボランティア派遣事業、ボランティア養成講座(ストーリーテリング講座)、読み聞かせボランティア養成講座

◎施設向け絵本セット貸出事業(貸出サービス)

◎中学生読書サポーター養成事業(中学校訪問)

◎子ども司書養成事業

子ども司書養成講座・フォローアップ講座、
子ども司書活動の日(おはなし会・カルタ会)



◎施設見学・体験受入

小学生の施設見学、小・中学生の職場体験、インターンシップ(大学生)

◎生涯学習サークル・ボランティア団体等への場(学習・発表)の提供

- ・絵画展、作品展、パッチワーク展示、木版画展、写真展など
- ・土曜おはなし会、木曜おはなし会、英語絵本のおはなし会
- ・ママのためのリフレッシュ読書タイム、絵本の読み聞かせ、音楽付きおはなし会、大人のためのおはなし会、語りの交流会、工作教室、本の交流会、昔話を楽しむ会

□カメラアステージ・図書館

◎定期イベント

おはなし会(NPO 法人・読書ボランティア)

◎非定期イベント



雑誌リサイクル市、大人のための図書館案内、夢を大空に風船に乗せて、おとなの紙遊び(カラフル切り絵の楽しみ)、いろであそぼう!(クレパスを使って)、選書ツアー、おはなし会(図書館スタッフ)、映画上映会、夏休み工作教室(親子でラジオを作ろう!)、ぼくの、わたしの好きな本、子ども司書、カフェトーク(津屋崎再発見!)、ぬいぐるみおとまり会(おはなし会)、バリアフリーワークショップ(てでうたおう:はじめての手話講座)、trio de 絵本のおはなし会、ライブラリーカフェ(大人のためのおはなし会)、知的書評合戦(ビブリオバトルin カメラ)、サンタクロースを作ろう(お願いごとをかこう)、クリスマスおはなし会、カメラおみくじ(本との出会いをつくる)、むかしあそびをたのしもう!(折り紙でこま作り)、講演会 絵本専門士が考える『子ども達に手渡したい本』、本のお楽しみ袋

◎各種展示・特集・ミニコーナー

自由研究のヒント、シニアサポートコーナー、ハロウィン、ぬいぐるみおとまり会の写真、はじめての手話講座 てでうたおう!、選書ツアー推薦文、カメラカフェとのコラボ企画、ビジネス支援(ファイト!はたらくお母さん)、お客様の声、特集コーナー、絵本作家の旅、あなたがすすめるこの一冊、フリーペーパー、がんコーナー、求人コーナー、防災コーナー、ふくつな棚、追悼、うえやまどち

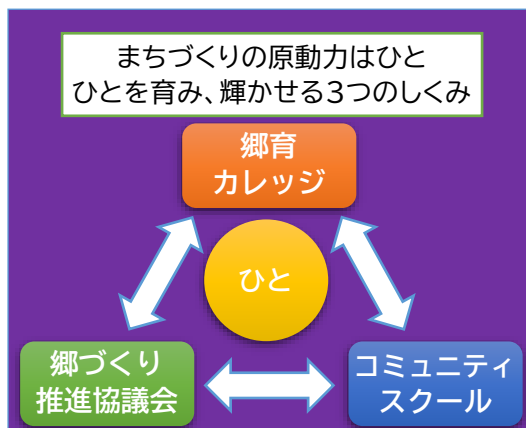
◎研修・訪問受入

中学生の職場体験、小学校・幼稚園の施設見学

3. 市民共働と公共図書館

「まちづくり基本構想」や「教育総合計画」などの分野別計画を推進するうえでは、市民一人ひとりが輝き、郷土を愛し、つながりあうまちとして発展できるよう、市に関わる様々な人々や団体との連携・共働¹によるまちづくりが求められてきます。

市には、人づくり・地域づくりブランドである「郷育カレッジ(地域の特性に着目した総合学習システム)」「郷づくり(魅力的な地域コミュニティを築くための自治組織)」という仕組みがあり、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度を取り入れた地域とともにある学校)」との連携を図っています。連携によって子どもたちは、様々な知識や経験、価値観を有し社会に貢献してきた大人との出会い



の中、基礎的・基本的な学力だけでなく社会人としての基礎力や生きる力が培われています。地域の中でも学校、家庭、地域の三者が共働して子どもを育てることを通じ、地域には、出会い、居場所や出番(自己実現や活躍の機会)が生まれています。家庭にとっても子育て支援体制や学びの場が充実することで子どもの育ちを支える基盤となる家庭の教育力が向上しているところです。

このように市民との共働による「まちづくり」には、生涯学習の様々な学びを生かした人づくり・まちづくりがますます重要性を増しており、郷育カレッジや郷づくり推進協議会をはじめ、生涯学習施設等を拠点とした仲間づくり・人づくり・地域づくりへの期待と役割が高まっています。

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」(中央教育審議会答申)においても、社会教育が果たすべき役割として、人づくり、つながりづくり、地域づくりが掲げられ、図書館には、他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民ニーズに対応できる情報拠点としての役割の強化が求められています。

これからの公共図書館は、市民一人ひとりが人生をより豊かに生きることができるよう、生涯にわたる学習活動を支え、暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ情報の提供を行うなど、人づくりと地域づくりに貢献できる図書館でなければなりません。

¹ 共働:情報、目標、課題等を共有しながら、立場や特性を尊重し、共に汗して行動すること。福津市では、市民、地域、団体、事業者と市とが、情報や課題、将来像を共有し、その実現に向けて「対等な立場で一緒に」という意味を込めて、「共働」という表記に統一しています。

4. 公共図書館が果たすべき役割

人生 100 年時代の到来で、生涯学習への意欲やニーズが高まるとともに、様々な社会課題の解決が求められ、学びの拠点として図書館に求められる役割は、さらに多様化・複雑化していくことは明らかです。

福津市は、小都市にもかかわらず「市立図書館(直営)」と「カメラアステージ図書館(指定管理者)」という、経営主体が違う二つの「公共図書館」を有しています。



市立図書館は、本との出会い、人との出会い、本を通して人と人をつなぐために、また、情報発信だけでなく市民の夢と創造のどちらも交差する場となれるよう、「夢と創造の交差点。」をコンセプトとしています。「貸出型図書館」として平成 4 年の開館以来、市民の読書への関心・意欲はとても高く、また読書ボランティア等との

連携・共働によって、市民1人当たりの貸出資料数や蔵書の回転率は、県内トップクラスの水準を誇っています。

「滞在型交流施設」であるカメラアステージ図書館(平成 29 年開館)のコンセプトは「子どもの声が聞こえる図書館」です。子どもとその保護者が本にふれあい親しむスペースを設けるとともに、カフェも設置し、一人でも、親子でも、仲間とでも気軽に楽しめる、心地よい居場所、魅力的な空間を提供しています。



両館ともに、多くの方々に利用いただき高評価を得ていますが、これからの図書館には、地域活性化、まちづくりなどの拠点として新たな役割を果たすことや、地域の課題解決に向けた学習と活動の拠点として地域社会に貢献することなどが求められてきます。市民生活を支える「知の拠点」であるとともに、人づくりと地域づくりを担う「交流拠点」として、より一層幅広く情報発信や事業展開を図っていく必要があります。

5. 経営方針策定の趣旨

(1) 背景

福津市立図書館は開館以来、図書を中心とした資料の収集・保存、提供を図るとともに、利用の相談、おはなし会、展示会、ボランティア養成講座を開催するなど、その奨励にも努めてきました。

超高齢社会や人口減少社会の到来、知識基盤社会への移行、グローバル化、ライフスタイルの多様化、人工知能の進化や情報技術等の飛躍的な発展等、まさに現代社会は、変化し続ける社会で、その変化も加速度を増し複雑で予測困難になってきています。

図書館を取り巻く環境も大きく変化しており、平成 24 年 12 月には「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(文部科学省告示)」が改正され、図書館が「地域の知の拠点」として、市民の生涯にわたる主体的な学習活動を支え、促進する役割を果たすことが求められています。また、地域が抱える課題解決への支援や、地域の実情に応じた情報提供サービスなど、幅広い観点から社会に貢献することが期待されています。

①外部要因

- ◇インクルーシブ社会の形成、読書バリアフリー法の制定(多文化共生・社会的包摂の推進)
- ◇人生 100 年時代の到来(生涯学習社会の実現、リカレント教育の推進)
- ◇情報通信技術(ICT)の飛躍的発展、超スマート社会(Society5.0:デジタル革新と多様な人々の想像・創造力の融合によって、社会の課題を解決し、価値を創造する社会)の実現
- ◇地域の特徴を活かした自律的で持続的な社会の創生(まち・ひと・しごと創生総合戦略)
- ◇SDGs(持続可能な開発目標:誰一人取り残さない社会)の実現
- ◇社会に開かれた教育課程、GIGA スクール構想への対応
- ◇「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」への対応
- ◇社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりの推進(人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について)
- ◇新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活様式(意識・行動)の変化

②内部要因

- ◇生涯学習や活躍の機会を通じた生きがいを増進する(福津市まちづくり基本構想)
- ◇暮らしと地域経済を持続可能とする基盤の構築、地域を担う人材発掘と育成(第 2 期福津市まち・ひと・しごと創生総合戦略)
- ◇地域を担う人財育成(福津市SDGs未来都市計画)
- ◇未来を創造するための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成、未来に向けて豊かに学び続ける「福津型学びの循環」の構築、福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実(福津市教育総合計画)
- ◇「ひと」に学び、「ひと」を育てる、福津の「もの」をつなぎ、学びの仕組みを作る、福津の「こと」を学び、その価値を生かす(福津市生涯学習推進計画)
- ◇厳しい財政状況を踏まえた公共施設の有効活用(行財政改革、公共施設等総合管理計画)
- ◇新しい時代の図書館経営・サービス提供の在り方(基本方針、目的・目標等の明確化)

(2) 経営上の課題

福津市の図書館の状況を考察すると、カメラステージ図書館(複合施設)は、市民が気兼ねなく利用できる暮らしの中にある図書館(滞在型図書館)であり、学習室、親子読書室、子育て室などの各エリアを、その日の自分の目的に応じて使い分けることができます。しかしながら、図書館としての規模(施設・蔵書)が小さすぎることから、市立図書館と連携しないと図書館機能を十分に発揮できない状況にあります。市立図書館(単独施設)は、貸し出し中心の図書館(貸出型図書館)であり、市民がゆっくりとくつろいだり、学習したり、交流することができる「滞在型」の機能が整備されていません。しかも両館ともに、課題解決を支える「情報拠点」としての役割を十分に果たしているとは言えません。

また、福津市の図書館運営方針は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を焼き直しただけのものであり、福津市の地域性や独自性に加え、図書館の経営理念、施策や事業の目的・目標が明らかになっていません。しかも評価指標も定められていないため、経営改革や評価を改善に活かすことが難しい状況にあります。

福津市は、背景および経営上の課題等を踏まえ、図書館経営の羅針盤となる経営方針、経営戦略等を策定し、市民の方たちが人生100年時代をより豊かに生きることができるよう、図書館を「人づくりと地域づくりを担う知の交流拠点」として位置付ける必要があります。

そこで、福津市の公立図書館のあるべき姿・方向性を、福津市図書館協議会で協議し、新たに「福津市図書館の経営方針」を策定することとしました。

6. 図書館の経営方針

福津市の図書館は、すべての国民に図書館利用の権利を保障するという公立図書館の基本理念²や「ユネスコ公共図書館宣言 1994 年」の意義³を踏まえるとともに、市の将来像のために設定された7つのテーマ別目標像⁴および福津市教育総合計画が掲げる基本目標⁵が地域社会に実現されるように、図書館の基本理念と基本方針を次のように定めます。

(1) 基本理念

であう、つくる、つなぐ「**知の交流拠点**」
(市民の人生と地域を豊かにする図書館)

～本(情報)と人、人と人が出会い、思いを紡ぎ、新たな文化を創り、次代に繋ぐ～

図書館は、地域の情報拠点、生涯学習の中核施設等であるとともに、さまざまな世代が自由に利用でき、いろんな知識や経験、価値観をもった市民が集う交流施設です。

福津市の図書館は、基本理念に「市民の人生と地域を豊かにする図書館(知の交流拠点)」を掲げ、市民同士のつながり、一人ひとりの自己実現、誰もが地域の担い手や未来の創り手となれるよう、市民生活を支える「知の拠点」とともに、人づくりと地域づくりを担う「交流拠点」として、新しい交流や文化の創造に貢献します。本(情報)との出会い、人との出会い、本や学び、交流を通して、多様な思いを紡ぎ、まちづくりや人づくりの活動の輪を広げ、新たな文化を創造し、未来に繋いでいきます。

(2) 基本方針

1 市民に愛され、市民を育み、輝かせる「**学びの拠点**」
 ◎本(情報)との出会い、生涯学習活動等を支える図書館づくり

2 市民と共働し、まちづくりを支える「**創造と交流の拠点**」
 ◎ともに支え合い高め合う図書館づくり

3 郷土の歴史や文化を未来につなげる「**知の集積拠点**」
 ◎シビックプライドの醸成に貢献する図書館づくり

² 公立図書館の基本理念:図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする(図書館の自由に関する宣言)。

³ ユネスコ公共図書館宣言の意義:公共図書館は、地域の情報センターであり、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

⁴ 7つのテーマ別目標像:市の将来像を実現するために設定された「1. 共 育:誰もが「未来の創り手」として育つまち」「2. 地域自治:人がつながり活躍する共助と共働のまち」「3. 健 康:健康で生き生きと暮らせるまち」「4. 安全安心:安全・安心・快適に住み続けられるまち」「5. 環境保全:自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち」「6. 地域産業:地域の産業が経済を支えるまち」「7. 観光振興:福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち」のこと。

⁵ 福津市教育総合計画の基本目標:「あたたかな未来を創る 福津の教育 ～人・自然・文化がつながる 人づくり・まちづくり～」

基本理念である「であう、つくる、つなぐ『知の交流拠点(市民の人生と地域を豊かにする図書館)』」を目指すためには、資料を収集・保存・提供し、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するという図書館本来の目的に加え、市立図書館に「学びの拠点」、「創造と交流の拠点」、「知の集積拠点」としての機能を付加することが不可欠です。

例えば、知識・学びの場に加え、つながる場を核とする図書館とするために、図書館を3つの空間(書齋的な空間、静かな活動空間、賑わい(学び・創造・交流)の空間)にゾーニングし、「滞在型交流施設」として施設再生(リニューアル)・機能充実を図る必要があります。

また、シビックプライド(まちに対する誇りや愛着)の醸成・向上に寄与したり、郷育カレッジをはじめとする関係団体(機関)や、郷づくり推進協議会などの地域コミュニティ、教育・文化・環境・福祉等から生まれる目的別コミュニティなど、市民活動・共働活動の団体が行う、まちづくり、人づくりを支えたりすることも使命の一つになると考えます。

福津市は、現在の世代と将来の世代の両方の希望を満たすような持続可能なまちづくりをめざしています。一人ひとりの人生や地域社会を豊かにし、未来に向けて持続可能な社会の担い手を育てる人づくり、まちづくりに貢献することが、市民とともに進化し続ける図書館としての役割になると言えます。

そこで、基本方針に3つの方向性と取組方針を示し、基本理念の実現を図るとともに図書館サービスを提供する役割を果たしてまいります。なお、基本方針に基づく、具体的な取組(事業)については、毎年度、図書館運営方針と事業計画を策定し実施していきます。

①市民に愛され、市民を育み、輝かせる「学びの拠点」

◎本(情報)との出会い、生涯学習活動等を支える図書館づくり

- 市民のニーズに応える幅広い資料の充実を図ります。
- 市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援します。
- 利用しやすく、ゆっくり滞在できる環境づくりを進めます。

②市民と共働し、まちづくりを支える「創造と交流の拠点」

◎ともに支え合い高め合う図書館づくり

- 他の図書館とのネットワークや関連機関との連携体制の強化を図ります。
- 市民参画、市民との連携・共働の体制づくりを支援します。
- 仕事や活動に役立つ資料等の提供を行います。
- 課題解決に役立つレファレンスの充実を図ります。

③郷土の歴史や文化を未来につなげる「知の集積拠点」

◎シビックプライドの醸成に貢献する図書館づくり

- 福津の魅力発見や市民の「知りたい」に役立つ図書館づくりを進めます。
- 学校との連携・共働を深め、さまざまな個性や市民性が育つことを支援します。
- 郷土の歴史や文化を学べるための環境整備を図ります。

□基本理念と基本方針等の関係図

基本理念 (目指す姿)	であう、つくる、つなぐ「知の交流拠点」 (市民の人生と地域を豊かにする図書館) ～本(情報)と人、人と人が出会い、思いを紡ぎ、新たな文化を創り、次代に繋ぐ～		
基本方針 (3つの方向性)	市民に愛され、市民を育み、輝かせる「学びの拠点」 ◎本(情報)との出会い、生涯学習活動等を支える図書館づくり	市民と共働し、まちづくりを支える「創造と交流の拠点」 ◎ともに支え合い高め合う図書館づくり	郷土の歴史や文化を未来につなげる「知の集積拠点」 ◎シビックプライド(まちに対する誇りや愛着)の醸成に貢献する図書館づくり
視点 (ねらい)	共有・共同 ▷滞在型図書館としての環境整備 ▷生涯学習活動の推進	共働・共創 ▷課題解決型図書館への進化 ▷交流・共働活動への支援	共感・共育 ▷学びの循環・ひとづくりへの貢献 ▷行政、教育機関等との連携
取組方針	<ul style="list-style-type: none"> □市民のニーズに応える幅広い資料の充実を図ります。 □市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援します。 □利用しやすく、ゆっくり滞在できる環境づくりを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> □他の図書館とのネットワークや関連機関との連携体制の強化を図ります。 □市民参画、市民との連携・共働の体制づくりを支援します。 □仕事や活動に役立つ資料等の提供を行います。 □課題解決に役立つレファレンスの充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> □ふくつの魅力発見や市民の「知りたい」に役立つ図書館づくりを進めます。 □学校との連携・共働を深め、さまざまな個性や市民性が育つことを支援します。 □郷土の歴史や文化を学ぶための環境整備を図ります。
主要施策	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な図書館サービスの充実 ・社会的包摂、ユニバーサルデザインの視点に立った読書の「バリアフリー化」 ・多文化サービスの提供 ・広報活動・情報発信、インターネット等による利用促進、情報の提供 ・電子書籍(非来館型サービス)の導入 ・カメラステージとの連携、役割分担による図書館運営 ・多様な学習機会や発表の場の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域やまちづくりの課題解決のための情報提供 ・市民が交流する場や機会の提供 ・幸せのまちづくりラボ(仮称)、市民共働・公民連携によるまちづくり活動への情報提供・活動場所の提供 ・地域コミュニティ・目的別コミュニティとの連携 ・読書ボランティア、施設管理運営サポートボランティア等の育成、連携及び支援 ・暮らしや仕事に役立つセミナーの開催や各種専門機関との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資料や行政資料の収集・活用・保存 ・郷土学習や次世代への継承に役立てる資料のデジタルアーカイブ化 ・歴史資料館との連携による歴史・郷土学習への支援 ・社会に開かれた教育課程の実現に向けた学校(学校図書館)への支援と連携 ・行政、郷育カレッジや関係団体等との連携によるまちの歴史・特色など魅力的な情報や学びの場の提供 ・子どもの読書活動の推進

7. 計画期間と進行管理

(1) 経営方針の計画期間

経営方針の計画期間は、令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。なお、社会経済情勢や法令の改正等を踏まえ、必要に応じ方針の見直しを行います。

□計画期間

項目	年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	
経営方針策定		◆						
計画期間			▶					

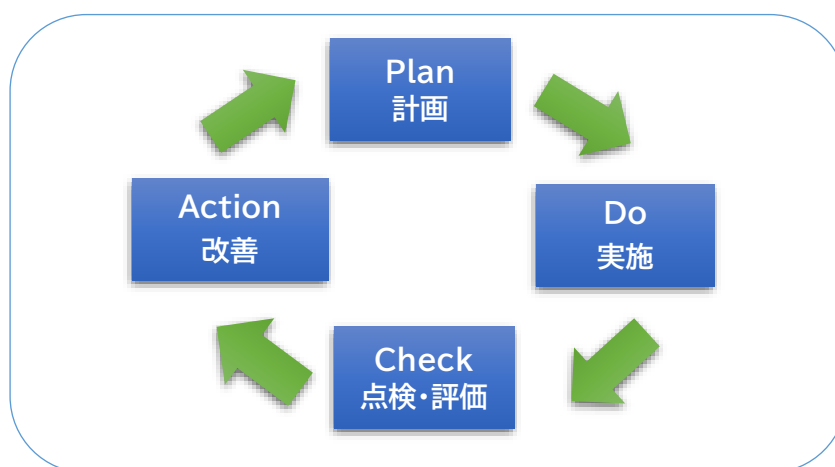
(2) 推進体制の整備と進行管理

福津市図書館の経営方針は、文教施設の所管課である郷育推進課が、市立図書館及びカメラアステージ図書館から提出された事業計画書・事業報告書に基づき、毎年度の取組状況を検証(点検・評価)し、マネジメントサイクルに沿った進行管理を行うものとします。

点検・評価にあたっては、毎年度の運営方針と目標(指標)を定め、福津市立図書館協議会に諮ります。また、事業年度終了後には、事業報告書に成果と課題等を記載し、当該協議会の意見を付して、教育委員会に報告するとともに経営改善に活かします。

□マネジメントサイクルの確立

公立図書館に求められる役割や機能を確保しつつ、効果的かつ効率的な図書館サービスを提供するために、PDCAのマネジメントサイクルを確立し、適切な進行管理を行います。



参考資料

□令和3年度 図書館運営方針

福津市立図書館の使命は、市民一人ひとりが人生をより豊かに生きることができるように、生涯にわたる学習活動を支え、暮らしや仕事、地域の課題解決に役立つ図書館づくりを推進し、人づくりや地域づくりなどに貢献することです。

令和3年度は、「人生を豊かにする図書館」づくりのために、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながら、次の3つの視点から図書館サービスに取り組みます。また、市の「まちづくり基本構想」、「第2期教育総合計画」や「生涯学習推進計画」の趣旨を踏まえ、中期的な図書館経営の基本方針等を定めます。

(1) 出合い学べる図書館づくり

本(情報)との出合い、生涯学習活動等を支える図書館づくりを進めます。

◎市民の読書活動と生涯学習の拠点として、資料収集や提供等に努めます。

- ① 市民のニーズに応える幅広い資料の充実を図ります。
 - ・市民の生涯学習を支援する資料の収集、保存、提供
 - ・郷土資料、行政資料の収集、保存、提供
 - ・障がい者や活字弱者に対する適切な資料の収集と提供(大活字本、点字資料、録音資料、手話や字幕入り映像資料等の充実、拡大読書器等の整備)
 - ・視覚障がい者等が利用しやすい電子書籍等の導入に向けた調査研究
- ② 市民の自主的・自発的な生涯学習活動を支援します。
 - ・読書会・鑑賞会・映写会・資料展示会等の開催
 - ・郷育カレッジとの連携による講座開催
 - ・「読書まつり」の開催
 - ・図書館施設の一般開放(学び・発表の場や機会の提供)
 - ・貸出以外でも利用しやすい環境づくり
- ③ インターネット等による利用促進、情報の提供に努めます。
 - ・インターネット予約サービスの利用促進・PR
 - ・図書館ホームページの充実、図書館情報誌(広報誌)の刊行
 - ・リモート会議、リモート講座等の検討及び実施
- ④ 計画的な蔵書管理を行います。
 - ・計画的・体系的な資料の収集・廃棄
 - ・特別整理(蔵書点検)期間を設け全館資料の整理・点検等の実施

◎子どもの読書活動の推進を図ります。

- ① 子育て世代や児童の読書活動を支援します。
 - ・乳児とその保護者を対象とした「赤ちゃんとのしむ絵本」の刊行とブックスタート事業の実施
 - ・子ども情報誌の刊行やおはなし会の開催
 - ・保育所(園)・幼稚園・認定こども園への支援、施設向け絵本セットの貸出
 - ・乳幼児、児童・生徒等、各年齢層に応じた推薦図書リストの作成、図書館ホームページへの掲載
 - ・読書ボランティアの育成や派遣
 - ・子育て支援コーナーの充実
 - ・子ども司書養成講座・フォローアップ講座の開催

- ② 学校図書館への支援と連携の方策を検討します。
 - ・市内小学校(全学級)への長期貸出
 - ・市内小・中学校へのリクエスト貸出
 - ・レファレンス対応
- ③ 生徒の読書や活動を支援します。
 - ・中・高校生へ向けてのヤングアダルトコーナーの充実
 - ・図書館見学、職場体験、インターンシップの受け入れ
- ④ 子ども読書推進プラン(仮称)の策定に着手します。
 - ・子ども読書推進プラン策定に向けた調査研究、骨子案の作成

(2) 支え役立つ図書館づくり

市民の「知りたい」に役立つ図書館づくりを進めます。

- ① 仕事や活動に役立つ資料等の提供を行います。
 - ・カメラアステージ図書館と役割分担・連携しながら、「ビジネスコーナー」「法律 情報コーナー」「健康情報・健康長寿コーナー」「子育て支援コーナー」の充実
 - ・関係機関との連携によるチラシやパンフレット等の資料の収集と提供
 - ・関連講座等の開催、テーマ展示による情報提供などの検討
- ② 課題解決に役立つレファレンスの充実を図ります。
 - ・国立国会図書館協同データベースへの登録とその活用
 - ・ホームページや電子メール等によるレファレンスサービスの検討
- ③ 職員の専門性の向上に努めます。
 - ・スキルアップ研修や実務研修等への参加による先進情報の収集、資質・能力の向上
 - ・研修内容の共有化

(3) つなぎ広がる図書館づくり

ともに支え合い高め合う図書館づくりを進めます。

- ① 他の図書館とのネットワークや関係機関との連携体制の強化を図ります。
 - ・「福岡県図書館情報ネットワーク」システムの利用促進
 - ・福岡都市圏図書館等の広域利用
 - ・福岡県図書館協会の相互貸借、大学図書館とのネットワーク
- ② 市民参画、市民との連携・共働の体制づくりについて検討します。
 - ・関係機関、地域活動団体、ボランティア団体等と連携・共働し、図書館資源を活かしたサービスの提供
 - ・人と人との交流を生み出す仕掛けづくりや図書館施設等の利用促進

□関係法律等

◇教育基本法(抜粋)

(生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

◇社会教育法(抜粋)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

◇図書館法(抜粋)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の精神に基き、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的と

する施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。(入館料等)

(設置及び運営上望ましい基準)

第七条の二 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(入館料等)

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

◇学校図書館法(抜粋)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を図り、もつて学校教育を充実することを目的とする。

(学校図書館の運営)

第四条 学校は、おおむね左の各号に掲げるような方法によつて、学校図書館を児童又は生徒及び教員の利用に供するものとする。

一 図書館資料を収集し、児童又は生徒及び教員の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

- 三 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を行うこと。
 - 四 図書館資料の利用その他学校図書館の利用に関し、児童又は生徒に対し指導を行うこと。
 - 五 他の学校の学校図書館、図書館、博物館、公民館等と緊密に連絡し、及び協力すること。
- 2 学校図書館は、その目的を達成するのに支障のない限度において、一般公衆に利用させることができる。

◇子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

◇図書館の設置及び運営上の望ましい基準(抜粋)

第一 総則

一 趣旨

- 1 この基準は、図書館法(昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。)第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

(一)基本的運営方針及び事業計画

- 1 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(二)運営の状況に関する点検及び評価等

- 1 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、(一)の2の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- 2 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会(法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。)の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

(三)広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

(四)開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五)図書館協議会

- 1 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の

要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。

- 2 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六)施設・設備

- 1 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一)図書館資料の収集等

- 1 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等多様な資料の整備にも努めるものとする。また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二)図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一)貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二)情報サービス

- 1 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- 2 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- 3 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三)地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供
イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康・医療、福祉、法律・司法手続等に関する資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の執行・改善及びこれらに関する理解に必要な資料及び情報の整備・提供

(四)利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ア（児童・青少年に対するサービス）

イ（高齢者に対するサービス）

ウ（障害者に対するサービス）

エ（乳幼児とその保護者に対するサービス）

オ（外国人等に対するサービス）

カ（図書館への来館が困難な者に対するサービス）

(五)多様な学習機会の提供

(六)ボランティア活動等の促進

4 職員

(一)職員の配置等

(二)職員の研修

◇ユネスコ公共図書館宣言 1994年(原文は英語)

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現今の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

- ①幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
- ②あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
- ③個人の創造的な発展のための機会を提供する。
- ④青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
- ⑤文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
- ⑥あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうようにする。
- ⑦異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
- ⑧口述による伝承を援助する。
- ⑨市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
- ⑩地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
- ⑪容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
- ⑫あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

財政、法令、ネットワーク

- * 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。
- * 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。
- * 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

運営と管理

- * 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。
- * 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。
- * 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉学のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。
- * 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。
- * 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。
- * 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるよう、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

□福津市の関連計画

◇福津市まちづくり基本構想(抜粋)

◇まちづくり計画の基本的な考え方

1. 「持続可能なまちづくり」の視点で、バランスよく推進します
めざすべき市の将来像からの投影でまちづくりを見捉え、持続可能な発展に必要な社会的包摂・環境保全・経済成長の三側面を統合的に向上させていきます。
社 会：地域を担う人財育成
環 境：共働による環境の保全・創造
経 済：地域経済の基盤の確立
2. 多様な関係機関との戦略的な連携を推進し、発信力を拡充します
3. 創造的な行政経営による変革を推進します

◇市の将来像 「人も自然も未来につながるまち、福津。」

多様な価値観や立場を互いに認め合い、市民一人一人が健康で幸せに暮らし続けられること、そして時代の変化を乗り越えられる持続可能なまちづくりを進めます。

人も、自然をはじめとする地域資源も、経済も、生き生きと持続的に循環するまちの姿を未来へと継承する意味を込めて、市の将来像を「人も自然も未来につながるまち、福津。」と決めました。市民同士のつながり、一人一人の自己実現、自然・歴史・景観などの地域資源の保全と活用を大切にすることで、人も自然も未来につながるまちをめざします。

◇テーマ別目標像

市の将来像を実現する7つのテーマ別目標像

1. 共 育：誰もが「未来の創り手」として育つまち
2. 地域自治：人がつながり活躍する共助と共働のまち
3. 健 康：健康で生き生きと暮らせるまち
※基本方針 2 生涯学習や活躍の機会を通じた生きがいを増進する
4. 安全安心：安全・安心・快適に住み続けられるまち
5. 環境保全：自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち
6. 地域産業：地域の産業が経済を支えるまち
7. 観光振興：福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち

福津市は、環境保全、経済成長、社会的包摂(多様な人が公平に参加すること)という3つを調和させ、現在の世代と将来の世代の両方の希望を満たすような持続可能なまちづくりをめざします。

◇福津市 SDGs未来都市計画(抜粋)

市民共働で推進する幸せのまちづくり ～津屋崎スタイル～を世界へ発信

◎2030年のあるべき姿

現在策定中の「福津市まちづくり基本構想(案)」に示している市の将来像「人も自然も未来につながるまち、福津。」がめざすように、人も、自然をはじめとする地域資源も、経済も、生き生きと持続的に循環し、未来へと継承するまちづくりが進んでいる。

農業・水産業の担い手が増えると共に、持続可能な観光による雇用や、事業所やコワーキングスペースなどの働く場が増えるなど、ベッドタウンを脱却して域内の経済循環が活発なまちへと転換しつつある。

職住接近によって時間的にゆとりのあるライフスタイルが広がり、あらゆる世代で地域活動への参画が盛んになり、社会関係資本も豊かになっている。市民共働の多様な担い手が活躍し、身体的、精神的、社会的のいずれも健康な Well-being City となり、幸せのまちづくりを国内外に発信している。

①地域を担う人財育成

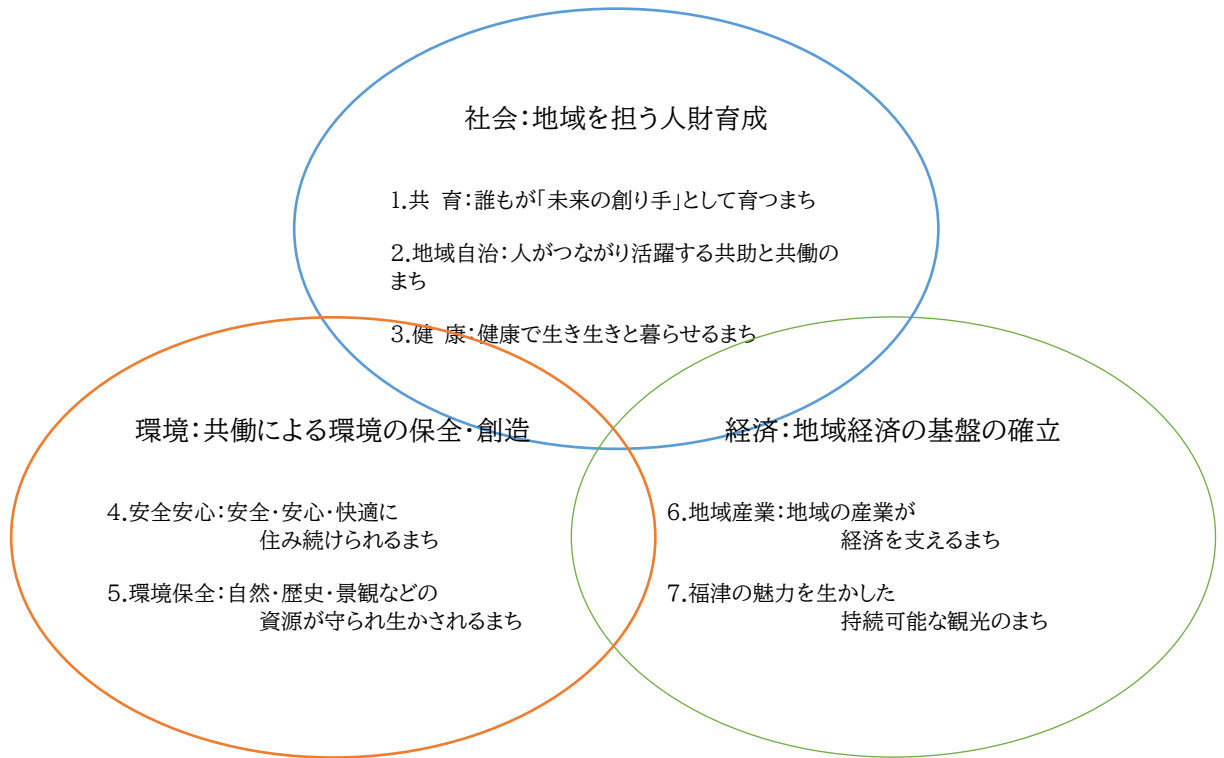
- ・予想を超える社会的変化が進展し、技術革新が起こる時代において、未来に向けて学び続け、様々な人々と協力して未来の創り手となる人づくりを推進する取り組みが進むことにより、誰もが地域の担い手として活躍し、地域活動が盛んに行われている。
- ・郷づくり(地域コミュニティ)の活動をさらに充実させる取り組みが進むことで、市民同士で助け合う心を育みながら、人がつながり活躍する「共助のまち」となっている。
- ・誰もが未来への夢や希望を描き、語り合い、つながり合い、自立的に行動できる環境づくりが進むことにより、市民や団体、行政等が対等な立場でともに行動する「共働のまち」となっている。

②共働による環境の保全・創造

- ・市民、事業者、教育・研究機関、市が連携しながら、一人一人が環境について学び、考え、自然・歴史・景観などの資源を守り生かす取り組みが進むことにより、豊かな自然環境や歴史と、利便性が高く都市的な生活環境とのバランスが調和したまちを維持している。
- ・人口密度が低く、高齢化率も高い地域において、公共交通手段の確保や空き家解消につながる取り組みが進むことで、どんな地域でも暮らしやすさを実感できる誰もが安全・安心・快適に住み続けられるまちが実現している。

③地域経済の基盤の確立

- ・持続可能な観光開発と農業・水産業の担い手育成、起業・継業者支援の取り組みが推進され、市内の経済循環を促す基盤が次第に整いつつある。
- ・本市の財産である自然資源・歴史資源・景観資源等をしっかりと守りつつ生かす取り組みが進むことにより、本市の魅力を生かした持続可能な観光という新たな経済基盤が整っている。



□福津市教育総合計画(抜粋)

平成 31 年 3 月に、学校教育分野と社会教育分野の施策を体系的に整理した、平成 31 年度からの 8 ヶ年を計画期間とする「第 2 期教育総合計画」を策定。基本目標としては、「あたたかな未来を創る 福津の教育 ～人・自然・文化がつながる 人づくり・まちづくり～」、重点目標としては「①未来を創造するための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成 ②未来に向けて豊かに学び続ける「福津型学びの循環」の構築 ③福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実」を掲げています。

福津市の教育は、市民が学校経営に参画し、学校、家庭、地域が連携・共働して子どもたちの学びや育ちを支える、コミュニティ・スクールを基盤として取り組んでいます。また、福津市では未来に向けて持続可能な社会の担い手を育てる人づくり、まちづくりをめざしています。

そこで、本計画は、子どもから大人までの学びの連続性や人財育成の循環を重視し、全市民を対象とした計画として策定しています。

また、対象の範囲は主に教育委員会が所管する「学校教育」、「社会教育」、「家庭教育」、「スポーツ・文化」の分野としていますが、市には他の分野別計画が策定されており、これらの計画とも関連させて施策を推進することとしています。

◇基本目標

「あたたかな未来を創る 福津の教育 ～人・自然・文化がつながる 人づくり・まちづくり～」

◇重点目標

- | |
|---|
| 1 未来を創造するための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
2 未来に向けて豊かに学び続ける「福津型学びの循環」の構築
3 福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実 |
|---|

○「未来を創造するための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成」は、主に子どもたちが対象。福津の子どもたち一人一人が、あたたかな未来を創り出すことができるような教育の実現を目指す。

○「未来に向けて豊かに学び続ける『福津型学びの循環』の構築」は、大人を含めた全市民を対象。人と人とのつながりを活かした、「学び合い、教え合い」を充実させる取組を推進する。ここでは、地域で学び、学びを子どもや地域に還元するしくみや子どもの育ちを支える家庭・地域の教育力向上にむけた学びの実現を目指す。

○「福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実」は、福津の豊富な地域資源、すなわち、「もの・こと」が対象。これらを活用した学びを通して、郷土に対する誇りや郷土愛を育む学びの実現を目指す。

重点目標	基本方針	施策項目
未来を創造するための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成	学校・家庭・地域が連携・共働したCSの推進	確かな学力の育成
		豊かな心の育成
		健やかな体の育成
		学校における教育環境・条件の整備
		保・幼・小連携の推進
		学校と地域の連携の促進
未来に向けて豊かに学び続ける「福津型学びの循環」の構築	次世代を見通した地域の将来を担う人財の育成	地域を担う人財の育成
		グローバル人財の育成
	地域の人々をつなぐ福津市型生涯学習の充実	郷育カレッジの推進
		生涯学習の充実
	子どもの育ちを支える家庭・地域の教育力向上	子どもの豊かな体験活動の充実
		相談体制・学習機会の充実
福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実	次世代育成支援による子ども・子育て支援の環境づくりの充実	子育て支援の充実
		青少年育成の充実
		自然環境の保全や歴史、伝統文化の継承によるふるさと福津の醸成
	文化・健康・スポーツや絆づくりによる市民生活の向上	自然環境の保全に向けた環境教育の充実
		歴史、伝統文化等の地域学習の充実
		世界文化遺産等の保存・活用
	心豊かな人権感覚を育む啓発事業の充実	
	健康づくり、スポーツ活動の充実	

◇福津市生涯学習推進計画(抜粋)

福津市では、「志をもち、未来をたくましく切り拓く子どもの育成」を教育目標に掲げ、変化の激しい未来社会を「生き抜く力」をもった子どもの育成のために、郷育カレッジ、郷づくり推進協議会や関係機関と連携、共働しながらコミュニティ・スクールを推進してきました。

平成31年3月に、地域で学び、子どもや地域に還元し、地域の良さを語り継ぎ、学び続けようとするひとづくり・まちづくりを進め、地域の人々をつなぐ福津市型生涯学習の充実を図るために、生涯学習推進計画を策定。今後は、「地域とともにある学校づくり」を推進するとともに、学校・家庭・地域の総力をあげた豊かな心・学力・体力の育成、次世代を見通した地域の将来を担う人材の育成など、地域ぐるみによるひとづくり・まちづくりに取り組むこととしています。

◇基本理念 「世代を超えて 学ぶふくつの心 ひろがる人の和 学びの輪」

「世代を超えて」

人生100年時代を向かえ、生涯に渡っての学習活動を支援していく中で、どの世代にも学びの機会を提供する。

「学ぶふくつの心」

福津の自然や歴史など、ふるさと福津の資源や価値を再認識できる学びを通して、人材を育てる。

「ひろがる人の和」

郷育カレッジを中心とした学習機会を通して、学ぶ人や教える人の充実した関係を作る。

「学びの輪」

学校・家庭・地域をつなげることで、様々な学びの場をひろげていき、その価値を活かす。

◇基本目標

少子高齢化が進むとともに、人工知能(AI)の急速な進化と情報化やグローバル化といった社会的変化が激しくなるこれからの時代に向けて、次代を担う子どもを育て、大人もよりよい社会や生き方を求めていける生涯学習の環境を整えます。さらにこれによって、安全・安心に暮らしていける地域コミュニティを、より活性化することを目指します。

◇施策の方向性

福津市生涯学習推進計画における「ひと・もの・こと」の定義

「ひと(自分・他者)」

「もの(地域の施設・自然・歴史・文化など)」

「こと(地域コミュニティ・体験・活動)」

(1)「ひと」に学び、「ひと」を育てる

- 社会を生き抜く力を身につけ、未来に向けて志を持ち、福津を愛し、地域人として活躍する「ひと」を育てる
- 福津の良さを知り、それを大切に思う心を持ち、地域のために貢献しようとする「ひと」を育てる

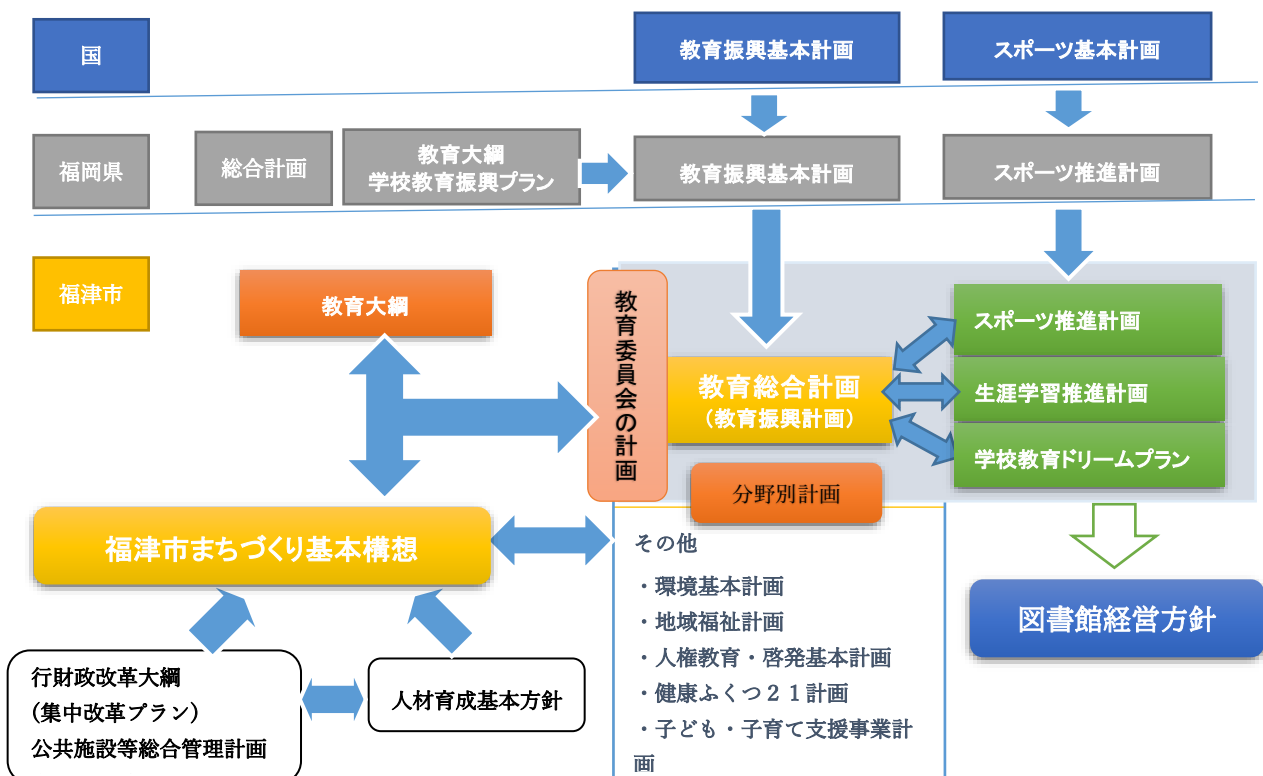
(2)福津の「もの」をつなぎ、学びの仕組みを作る

- 福津の自然・歴史などの郷土の資源の価値を学び、さらに眠っている資源を生かす学びを創生する
- 福津の施設を有効に利用し、効率の良い学びの場を形成する
- 福津の文化・スポーツなどの様々な取り組みを知り、だれもが学べる仕組みを構築して、住みよいまちづくりに生かす

(3)福津の「こと」を学び、その価値を生かす

- 福津にある様々な学びをつなぎ、「学ぶひと」「教えるひと」の充実した関係をつくる
- 学校・家庭・地域をつなげることで、様々な学びの場を広げていく
- 福津の文化・スポーツなどの様々な取り組みを知り、だれもが学べる仕組みを構築して、住みよいまちづくりに生かす

◇福津市教育委員会の計画体系図



◇福津市の基本構想・分野別計画(関連図)

福津市まちづくり基本構想(令和元年)

<市の将来像>

人も自然も未来につながるまち、福津。

<重点目標>

1. 共 育:誰もが「未来の創り手」として育つまち
☆基本方針1:子どもの権利を守り、多様な子どもの居場所や主体的な参加の機会を促進する
☆基本方針2:子育て中の親を支援する環境を充実させる
☆基本方針3:豊かな体験を育み、社会に開かれた教育を推進する
2. 地域自治:人がつながり活躍する共助と共働のまち
3. 健 康:健康で生き生きと暮らせるまち
☆基本方針2:生涯学習や活躍の機会を通じた生きがいを増進する
4. 安全安心:安全・安心・快適に住み続けられるまち
5. 環境保全:自然・歴史・景観などの資源が守られ生かされるまち
☆基本方針1:受け継がれてきた自然を守り、育てる
6. 地域産業:地域の産業が経済を支えるまち
7. 観光振興:福津の魅力を生かした持続可能な観光のまち

第2期福津市教育総合計画(H31年)

<福津市が目指す教育の基本目標>

あたたかな未来を創る 福津の教育

～人・自然・文化につながる ひとづくり・まちづくり～

<重点目標>

1. 未来を創造するための、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成
2. 未来に向けて豊かに学び続ける「福津型学びの循環」の構築
☆地域の人々をつなぐ福津市型生涯学習の充実
☆子どもの育ちを支える家庭・地域の教育力向上
3. 福津の豊かな自然や環境、歴史や文化とのつながりを活かした学びの充実
☆自然環境の保全や歴史、伝統文化の継承によるふるさと福津の醸成

福津市生涯学習推進計画(H31年)

<基本理念>

世代を超えて 学ぶふくつの心 ひろがる人の和 学びの輪

<☆施策の方向性>

1. 「ひと」に学び「ひと」を育てる
2. 福津の「もの」をつなぎ、学びの仕組みを作る
☆福津の自然・歴史などの郷土の資源の価値を学び、さらに眠っている資源を生かす学びを創生する
☆福津の施設を有効に利用し、効率の良い学びの場を形成する
☆福津の文化・スポーツなどの様々な取り組みを知り、だれもが学べる仕組みを構築して、住みよいまちづくりに生かす
3. 福津の「こと」を学び、その価値を生かす

福津市図書館の経営方針

<基本理念>

であう、つくる、つなぐ「知の交流拠点」

(市民の人生と地域を豊かにする図書館)

～本(情報)と人、人と人が出会い、思いを紡ぎ、新たな文化を創り、次代に繋ぐ～

福津市図書館の経営方針

2021(令和3)年10月

福津市教育委員会 教育部 郷育推進課

〒811-3293

福岡県福津市中央1丁目1番1号

TEL 0940-52-5078 FAX 0940-43-9004

E-mail goiku@city.fukutsu.lg.jp

◎福津市立図書館

〒811-3217

福岡県福津市中央1丁目1番2号

TEL 0940-42-8000 FAX 0940-42-8118

E-mail library-fukutsu@wine.ocn.ne.jp

◎カメラアステージ図書館

〒811-3304

福岡県福津市津屋崎1丁目7番2号

TEL 0940-72-1207 FAX 0940-72-1210

E-mail lib@camellia-st.com